

● 引上げ分の地方消費税交付金の使途について（令和4年度決算分）

平成26年4月から消費税率改定に伴う地方消費税交付金の引上げ分については「社会保障4経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生）」に要する経費に充てるものとされています。

令和4年度決算における使途については、次のとおりです。

（歳入）	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	164,739千円
（歳出）	社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	781,211千円

（単位：千円）

事業名	経費	財源内訳			
		特定財源	一般財源		
			社会保障財源化分の 地方消費税交付金	その他	
社会福祉	社会福祉総務事業	20,275	19,857	276	142
	心身障害者等福祉事業	202,858	156,370	44,778	1,710
	老人福祉事業	13,829	8,877	2,916	2,036
	地域福祉センター事業	3,907	0	824	3,083
	福祉医療事業	47,977	19,532	12,144	16,301
	児童手当事業	121,355	102,400	18,955	0
	保育所事業	37	37	0	0
	災害救助事業	0	0	0	0
	小計	410,238	307,073	79,893	23,272
社会保険	国民健康保険事業	83,535	61,811	17,616	4,108
	後期高齢者医療事業	46,988	35,241	9,909	1,838
	介護保険事業	240,354	15,047	57,321	167,986
	小計	370,877	112,099	84,846	173,932
	母子衛生事業	96	96	0	0
	小計	96	96	0	0
合計		781,211	419,268	164,739	197,204

※1 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、令和4年度決算額です。

※2 事務費や事務職員の人件費等は除外してあります。